### 堀之内コミュニティ協議会規約

(名称)

第1条 この会は、堀之内コミュニティ協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民がお互いに連携を深め、住みよい地域社会を目指し活動を行う ことを目的とする。

#### (地域及び構成)

第3条 本会は、大字堀之内、大字与五郎新田、吉水甲区、大字大石の地域を範囲とし、 地域内の住民で構成する。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 住みよい地域社会を目指すための協議、活動を行うこと。
  - (2) 本会の活動計画の作成及び計画の実施に関すること。
  - (3) 地域内の住民、自治会及び関係団体の連絡、協調及び活性化に関すること。
  - (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

(役員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 1名
  - (3) 会 計 1名
  - (4) 幹 事 若干名
  - (5) 監 事 2名
- 2 会長、副会長、会計及び監事は、総会において選出する。
- 3 幹事は、第8条第2項の構成員から会長が任命する。
- 4 役員には、予算の範囲内において報酬を支給することができる。

(役員の職務)

- 第6条 役員の職務は、次のとおりとする。
  - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときはその職務を代行する。
  - (3) 会計は、本会の会計経理を処理する。

- (4) 監事は、本会の会計状況を監査する。
- 2 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じたときは、すみやかに補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

#### (顧問)

- 第7条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じて本会の運営に関し意見を述べることができる。

# (運営委員会)

- 第8条 本会の事業を円滑にすすめるため、運営委員会を置き、運営については別に定める。
- 2 運営委員は、地域内の住民で、本会に賛同して参加する者を主たる構成員とする。
- 3 運営委員会には、サポート協力員を置くことができる。
- 4 サポート協力員は、必要に応じて、各事業実施のためのボランティアスタッフとして 協力するものとする。
- 5 運営委員には、予算の範囲内において費用弁償を支給することができる。

## (会議)

- 第9条 本会の会議は、総会、役員会及び運営委員会とする。
- 2 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項。
  - (2) 予算及び決算に関する事項。
  - (3) 規約の改廃に関する事項。
  - (4) その他重要な事項。
- 3 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。
- 4 総会は、地域内の住民で構成し、議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 5 役員会は、会長、副会長、会計、幹事をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

# (事務局)

- 第10条 本会の事務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。

(会計)

第11条 本会の運営に必要な経費は、補助金、寄付金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会で別に定める。

附則

(施行)

1 この規約は、平成28年5月28日より施行する。